

第1回岐阜県住宅宿泊事業審議会開催結果

1 日 時

平成30年6月15日（金） 14時00分～15時30分

2 場 所

県庁 4階特別会議室

3 出席者

大 池 かおり (平井法律事務所 弁護士)
大 野 正 博 (朝日大学法学部 教授)
岡 本 真理子 (東海学院大学健康福祉学部 教授)
竹 内 治 彦 (岐阜経済大学経営学部 教授)
堀 泰 則 (岐阜県商工会議所連合会 高山商工会議所 副会頭)
増 田 智 子 (ジェトロ岐阜貿易情報センター 所長)
水 野 光 二 (岐阜県市長会 会長 (瑞浪市長))

以上7名 ※50音順

(県)

神 門 純 一 副知事
森 岡 久 尚 健康福祉部長
西 哲 也 健康福祉部次長
野 池 真奈美 健康福祉部生活衛生課課長
古 田 幹 雄 健康福祉部生活衛生課住宅宿泊事業対策監
森 島 勝 博 商工労働部観光国際局副局長
尾 関 新太郎 商工労働部観光国際局観光企画課長

4 議 事

- (1) 本県における住宅宿泊事業の現状について
- (2) 住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための施策について

5 議事要旨

別紙のとおり

第1回岐阜県住宅宿泊事業審議会・議事要旨

1 あいさつ

- ・神門副知事あいさつ

2 会長の選任について

- ・委員の互選により竹内委員を会長に選任

3 審議会の運営方針について

- ・下記運営方針について全会一致で確認した
 - 原則公開とすること。ただし、特定の者に利益又は不利益をもたらし、公正かつ中立な審議に支障をきたすおそれがあるときは非公開とする。
 - 必要があるときは、市町村のみならず関係者を審議会に招致し意見を聞くこと。

4 議 事

(1) 本県における住宅宿泊事業の現状について

<生活衛生課長>

- ・本県における住宅宿泊事業の現状について説明

※各委員の意見等

<委員>

- ・個人的な感想として、許可基準や県内での需要状況から概ねこれくらいの件数から始まるという予想をしていた。申請方法は検討を要するように思われるが、届出基準は、今後も厳格に適用すべきである。
- ・民泊について、言葉としては知っていても、詳細を理解できていない県民も多いため、今後、さらなる周知が必要である。
- ・無用な危惧感をもたれている県民も多いので、払拭していく必要がある。
- ・無許可の営業者、行政指導が必要な業者に対しては適切な指導を行い、民泊という制度がよりよいかたちで適切に発展していくことを期待している。

<委員>

- ・民泊については、今までよく知らなかつたので、今回を機に、住宅宿泊事業法の条文を勉強し、理解したところである。
- ・住宅宿泊事業法の趣旨は民泊の促進であり、制限ではない。制限するのは、合理的かつ必要な範囲内であると規定されているので、そういう観点で見ていきたい。

- ・民泊に対する世間のイメージは、危険・迷惑という感覚が定着しているが、住宅宿泊事業法は、民泊を適切に運営していくための法律であることを周知していく必要がある。

<委員>

- ・高山市内における旅館業法に基づく簡易宿所（旅館業法）が、平成27年度以降は、毎年20件程度増加している。
- ・民泊に対する指導・監督と並行して、簡易宿所に対する指導・監督も今後は、重要であると認識している。
- ・高山市内では、民泊は急激には増えないと思う。それよりも簡易宿所の方が増加するのではないか。
- ・無許可営業の施設については指導徹底をして欲しい。

<委員>

- ・民泊は、日本ではマイナスのイメージが先行している。
- ・海外においては、シェアリングエコノミーという観点から、プラスの目的があつて始まったものである。
- ・日本においても民泊が根付いていくことで、どのようなメリットが生まれるのかという情報を把握しながら、地域住民にその情報を伝えることが重要である。
- ・「どのような方が届出されたのか。」、「届出の目的は何であるか。」ということが、私の関心事であったが、やはり半分の方が外国人の受け入れを想定しているということなので、今後、より関心を呼び込むために、外国人客を想定した情報を収集して、それを提供していくことが重要である。

<委員>

- ・「こんな一般住宅でいいのか。」というのが率直な感想である。もう少し民泊というと、それなりの設備を整えた施設かと思った。
- ・東濃地区にリニアが開通まであと9年であり、リニア開通により、我々の想定以上に大きな反響が予想される。
- ・東濃地区はホテル・旅館の数が少ないので、観光振興という観点で、民泊という制度を理解して、準備することが必要。このチャンスを理解して、民泊について、地域全体で勉強したい。
- ・民泊という制度は、全く知らない人が住宅に泊まるわけで、良い人か悪い人かもわからぬので、宿泊室を提供する側の安心・安全も気になるところである。

<委員>

- ・個人で海外旅行に行ったとき、インターネットを使用して民泊を利用した経験があることを思い出した。
- ・その時は、登録業者のところに鍵を借りに行き、そのまま返し、ゴミはそのまま残していく

くというやり方であちこちの施設を利用した。

- ・その中で、インターネットの情報が、実際に違っていることがあり、まず質の確保が重要であると認識している。
- ・住宅宿泊事業法の施行により、住宅宿泊仲介事業者の登録制度ができたので、使う側は安心になったのでよいことだと思う。
- ・最近の宿泊者の傾向は2分化されており、高級志向の旅行者がいる一方で、自分の足で、自分で調べて地域を回り、現地の人のように暮らして旅行したいという旅行者もいる。
- ・住宅宿泊事業法の施行により、岐阜県内のあらゆる町に、外国人も含めて来訪してもらえることはありがたいことである。

<会長>

- ・推進するご意見と安心・安全というご心配があることを理解した。
- ・県の有識者会議の頃は、民泊に対する懸念一色であったと記憶している。
- ・民泊に関する申請書類が複雑であり、多すぎるという指摘や、制限条例を定めていない都道府県を含めて、管理者の存在など制限が厳しいので、これでは届出をする人が少ないのではないかという報道があった。
- ・岐阜県での届出の件数は、もう少し多いかなと思ったが、内容を拝見するとしっかりと整えられたものが上がっているということで、こうした申請が徐々に増えていけばよい。
- ・岐阜県の当時からの議論は、適切な民泊事業を浸透しつつ、適切な届出をしていないあるとか、条件を満たしていないような事業者は撤退いただくというメリハリをつけることがスタンスであると考えているので、小さいスタートであるが、今回受理されたようなしっかりとした申請が徐々に増えていけば良いというのが感想である。

<委員>

- ・6月5日時点で47件の無許可営業の疑いのある施設がある。
- ・旅館業法に基づく簡易宿所や住宅宿泊事業法に基づく民泊では、家主不在型でも営業ができるが、これで安心・安全が確保できるかという意見がある。
- ・旅館やホテルは、消防や食品衛生の分野でそれなりの設備投資を行ってきたので、旅館・ホテル業界団体から不公平であるという意見が出てももっともある。

<会長>

- ・無許可営業の疑いの施設47件について、もう少しご説明ください。

<生活衛生課長>

- ・参考資料6に詳細な内訳を掲載している。
- ・もともと、昨年の11月15日時点で、主要な大手仲介サイトを調査した結果、旅館業法の許可を取っていない施設が80件あり、ひとつずつ情報収集し、指導した結果、6月5日時点で47件となった。

- ・この47件は、場所が特定できないので指導ができていないものであり、これについては、市町村や警察に協力を願いしており、保健所も巡回指導を行って調査を行っており、少しでも有力な情報があれば、場所の特定に繋げていきたい。

<会長>

- ・47件ある「場所が特定できない施設」をゼロにすることを、やらなければならぬことであると理解している。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・「47件ある場所が特定できない施設」は、6月5日現在なので、住宅宿泊事業法が施行される本日以前の数値である。
- ・法施行後は、仲介サイトにおいて、住宅宿泊事業法の無届の施設又は旅館業法の無許可施設を掲載することは禁止されることになる。
- ・今日、施行日ということなので、今日の施行を踏まえ、47件がどのようになるかは、早速調査している。
- ・我々は、法制度上、禁止されたからといって監視を止めるわけではなく、引き続き、調査・監視を行い、もし、これらの施設が掲載されている場合は、監督庁である観光庁に削除要請を行い、また、事業者に対しては、本県において指導や監督権を行使していく。

<副知事>

- ・47件という数字は住宅宿泊事業法の施行前の数値である。
- ・本日、法施行以降は、無届施設等は仲介サイトへの掲載は禁止されるので、47件は本日からあつてはならない。
- ・ゼロになるかを、我々は至急チェックをしている。
- ・もしゼロにならなければ、われわれは観光庁に通報して、観光庁がきちんと行政処分をする仕組みとなっているので、必ずゼロにする。

<会長>

- ・法施行日に47件という数値を資料に掲載することは誤解を招いたかもしれないが、今、47件の事案が発生している訳ではないことを理解した。
- ・民泊として届出を行った施設は、県のホームページに掲載されるので、高山市内でおかい施設があれば、調べていただき、ホームページ掲載されていなければ、県に通報して、県が調べることになる。
- ・実際に大手のサイトが、届出されていない施設は掲載しないということなので、今後、ヤミ民泊はかなり減るのでないか。それでも残るヤミ民泊は、ヤミの部分が深いヤミ民泊ということになるので、皆様に協力いただいて、排除しなければならない。

(2) 住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための施策について

＜生活衛生課長＞

- ・住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための施策について説明

※質疑応答等

＜会長＞

- ・先ほど、委員から「普通の住宅」というご発言があったが、「普通の住宅」そのままでよいのか。

＜住宅宿泊事業対策監＞

- ・基本的には住宅で間違えないが、住宅の要件として、配布した「住宅宿泊事業の手引き」2ページに「住宅の定義」を記載しており、「設備要件」として、「台所」、「浴室」、「便所」及び「洗面設備」が備わっているということ、また、「居住要件」ということで、3ページに、住宅が「現に生活の本拠として使用されている住宅」であるか等の定義しており、要件に合致すれば住宅となる。

＜会長＞

- ・部屋の大きさも確認されているか。

＜住宅宿泊事業対策監＞

- ・宿泊者一人あたり3.3平方メートル以上の居室を確保することが要件となる。

＜健康福祉部次長＞

- ・宿泊者を泊める施設であるので、消防の確認や看板の掲示が必要となり、一般の住宅と見分けがつくような配慮をしている。

＜委員＞

- ・営業日数の上限は180日であるのに、なぜ、営業日数が120日を超えた時点で事業者へ注意喚起を行うのか。120日とした理由は。

＜住宅宿泊事業対策監＞

- ・事業者の県への定期報告は2か月に1回ごとに行う必要があるので、2か月前つまり60日前に事業者へ注意喚起ができるようにするために、120日と設定している。

＜会長＞

- ・営業日数が180日を超えた場合のチェック体制はどうなるか。

＜住宅宿泊事業対策監＞

- ・170日を超過したら注意喚起を行い、その後については、注意深く、個別に、事業者へ

報告徵収を求めていく。

<会長>

- ・保健所との連絡会議の開催は今後は、どの程度実施するか。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・事業の実施状況についても共有していきたいので、2か月に1回程度を目安に実施していく。
- ・定期的な開催の他に、日常業務の中で、保健所担当者と本庁生活衛生課担当者とのやりとりも小まめに行っていきたい。

<会長>

- ・日本人の中には、民泊という制度は根付いていないが、意外と、海外旅行に行ったときに、民泊を使用したという人が多い。
- ・現状の民泊は、日本人が海外旅行に行ったときに使用するという感覚である。
- ・住宅宿泊事業法の施行により、外国の方が日本を旅行する機会が増えることが期待される。
- ・今後は、ホテル・旅館以外にも、民泊という旅のツールを提案することは大切であり、個人的には住宅宿泊事業法の規制は厳しいという印象ではあるが、時間をかけながら、適正な運営が広がっていくことを期待している。

<委員>

- ・民泊として使用される住居の固定資産税の取り扱いは今後どのようになるのか。また、民泊としての事業収入の部分はきちんと申告されるのか、今後は、住宅宿泊事業法以外の他に、税制についても見ていく必要がある。

<住宅宿泊事業対策監>

- ・固定資産税は市町村税であり、県庁関係課で連携会議を実施しているが、その中で、場合によっては、住宅が民泊として使用されること（特定空家等を改修して民泊として使用する場合や住居兼店舗の店舗部分を民泊として使用する場合など）で、固定資産税が減免になる可能性があることを聞いているので、市町村から民泊事業者の情報提供の依頼があれば、県庁市町村課を通じて、情報提供を行う。
- ・また、民泊事業を実施することで、事業税の課税対象となる場合があるので、民泊事業者の情報について、県庁税務課などと情報共有を図っていきたい。

<会長>

- ・民泊事業で発生するごみについては、事業ごみであるので、無料の一般ごみとして処分することはできないということでしょうか。
- ・小さなところで、住宅と事業とで違うところがあるので、ひとつずつしっかりと見極めて対

応する必要がある。

＜住宅宿泊事業対策監＞

- ・事業活動で発生するごみについては、廃棄物処理に関する法律に基づき、事業者が責任を持って処理する必要があり、事業者を対象とした説明会等で周知徹底を図っている。

＜委員＞

- ・瑞浪市では、古民家を再生して、宿泊施設にすることを推奨しているが、民泊として使用する場合と宿泊施設として使用する場合とで、建築基準や消防等の基準は相当違うのか。

＜住宅宿泊事業対策監＞

- ・大きな相違点として、旅館業法で許可を取れば年間365日営業が可能となるが、民泊の届出の場合は、営業日数が年間180日に制限される。
- ・構造上の基準については、宿泊室の大きさで安全措置が大きく異なる。現在、保健所と届出者との中の補正対応の中で最も多い理由は、宿泊室の面積の出し方である。
- ・具体的には、宿泊室が50平方メートルを超過すれば安全基準が大きく異なり、面積は、壁芯寸法でしっかりと測定する必要があるが、届出者の中には対応に手間がかかっている場合もある。

＜会長＞

- ・人が住んでいない古民家を改築して民泊として使用することはできるか。

＜住宅宿泊事業対策監＞

- ・人が住んでいなくても、空き家がその住宅宿泊事業法上の住宅としての定義に合致すれば、民泊の住宅と成り得る。
- ・ただし、その場合は家主不在型として管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する必要がある。

＜会長＞

- ・細かな規則については、しっかりと見なければならない。
- ・民泊制度は始まったばかりで、届出件数は少ないが、今後、対応が必要な場合が出てくれば、ご協力を願いしたい。